

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成23年7月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 岩手・青森県境不法投棄現場産業廃棄物（高塩分汚泥、廃プラ・廃食品リッチ汚泥）
処分業務 4,000トン
- 2 契約に関する事務を担当する課、室等の名称及び所在地 岩手県環境生活部産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室再生・整備担当 岩手県二戸市石切所字荷渡6番地3（県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター内）
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成23年6月17日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 いわて県北クリーン株式会社 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割48番地34
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 特別管理産業廃棄物（高塩分汚泥） 1トン当たり37,590円
 - (2) 産業廃棄物（廃プラ・廃食品リッチ汚泥） 1トン当たり34,440円
- 6 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号に該当